

郵送による転出届について

- ※ いままでの住所が会津美里町にある方で、他の市区町村に異動している等で直接窓口にお越しにくることができない場合、下記の要領で、郵便で転出証明書を取り寄せることができます。
- ※ マイナンバーカードや住基カードをお持ちの方は、カードによる転出ができます。
- ※ 転出した日から14日以内に転出・転入手続きをしない場合、カードが失効しますので、お早目にお手続きください。カードが失効した場合、カードによる転出もできません。

【カードによる転出とは】

転入先の市区町村に紙面で提出する「転出証明書」の代わりに、マイナンバーカードまたは住基カードを提示することで転入手続きが可能になるものです（紙面での転出届は必要です）。

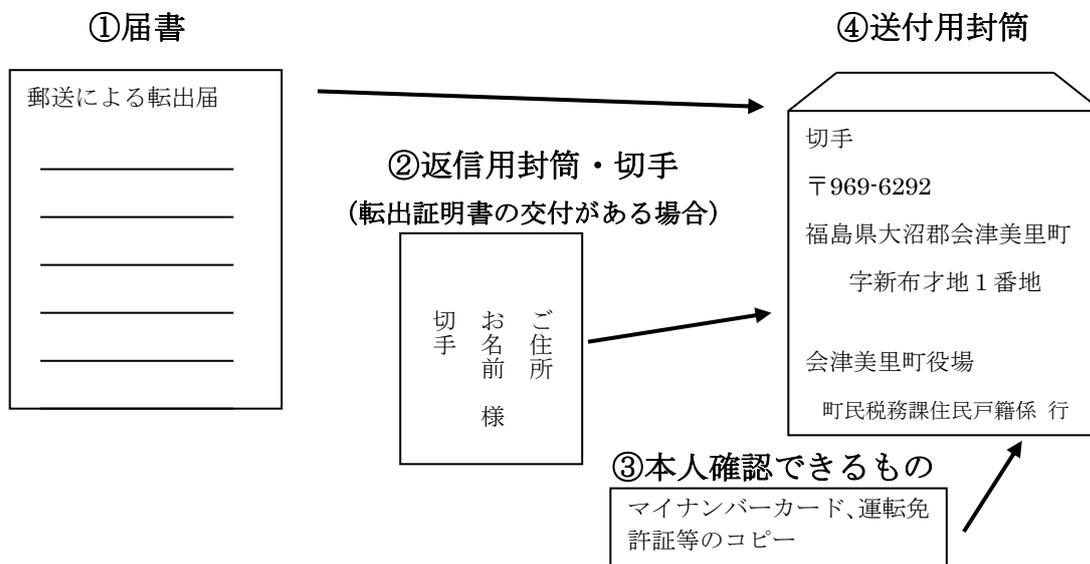
本庁で転出届を受理後、ご連絡いたしますので、転入先の市区町村にカードを持参し、転入手続きを行ってください。

注意：転出した日から14日以上経過している場合は利用できません。

転出予定日から30日以内に転入届をする必要があります。

《郵送による転出届に必要なもの》

- ① 届書 表面の郵送による転出届に必要な事項を記入してください。
(昼間の連絡先、電話番号を必ず記入してください。)
- ② 返信用の封筒 返送先（届出人の**新住所**）・氏名を記入し、郵便切手を貼付してください。お急ぎの場合は速達料金分の郵便切手を追加してください。
「カードによる転出」を希望する場合、返信用封筒は不要です（紙面の転出証明書は発行されません）。
- ③ 本人確認できるもの 届出人のマイナンバーカード、運転免許証等のコピーを本人確認用資料として同封してください。
- ④ ①・②・③を同封し、会津美里町役場町民税務課住民戸籍係宛にご郵送ください。



郵送による転出届

(あて先) 会津美里町長

届出人氏名			会津美里町の住所の 世帯主との続柄	
転出した日	令和 年 月 日	日中連絡が取れる 電話番号	()	
これからの 住所 (※返送先)	都道府県名から記載			
	かた書 (アパート名など)			
	これからの世帯主氏名			
いままでの 住所	福島県大沼郡会津美里町			
	かた書 (アパート名など)			
	いままでの世帯主氏名			
転出する人の氏名		生年月日	性別	会津美里町の住所の 世帯主との続柄
1		大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
2		大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
3		大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
4		大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
5		大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
6		大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
「カードによる転出」を希望する 場合のみ、記入してください。 (カードの写しを添付してください)		※カードの種類を選択 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住基カード <input checked="" type="checkbox"/> (☑を入れてください)	※マイナンバーカードまたは住基カード所 有者が転出した日から 14 日以内に届出を した場合に適用。適用外及び紙面の転出証 明書の交付を希望する場合、通常転出の扱 いとなり、紙面の転出証明書を交付します。	

※届出人の方のマイナンバーカードや運転免許証等の本人確認できるもののコピーを必ず添付して
ください。

※郵送の場合は、配達と処理に日数がかかります。日数に余裕をもって請求してください。